

平成23年度チーム医療実証事業委託費交付要綱

(通 則)

1. 平成23年度チーム医療実証事業委託費（以下「委託費」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この委託費は、国民に安全で質の高い医療を提供するため、各医療関係職種の専門性を高め、それぞれの役割を拡大し、各職種が互いに連携して医療を提供する「チーム医療」の安全性や効果等を医療現場で実証し、「チーム医療」を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3. この委託費は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) チーム医療実証事業
「チーム医療実証事業募集要項」に基づき選定された団体が実施するチーム医療実証事業
 - (2) 特定看護師（仮称）業務試行事業
「特定看護師（仮称）業務試行事業募集要項」に基づき選定された団体が実施する特定看護師（仮称）業務試行事業
 - (3) チーム医療等実証結果集計・分析事業
「チーム医療等実証結果集計・分析事業募集要項」に基づき選定された団体が実施するチーム医療等実証結果集計・分析事業

(交付額の算定方法)

4. この委託費の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された事業区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 事業区分	2 基準額	3 対 象 経 費
チーム医療実証事業	1団体あたり 3,264千円 ただし、複数の取組を実施する施設については、 1団体あたり 4,897千円	チーム医療実証事業に必要な次に掲げる経費 1. 給与費（当該事業に従事した分に限る。） 2. 賃 金 3. 報償費（謝金）、 4. 旅 費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）
特定看護師（仮称）業務試行事業	1団体あたり 3,692千円	特定看護師（仮称）業務試行事業に必要な次に掲げる経費 1. 給与費（当該事業に従事した分に限る。） 2. 賃 金 3. 報償費（謝金） 4. 旅 費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）

チーム医療等 実証結果集計 ・分析事業	5,459千円	<p>チーム医療実証事業及び特定看護師（仮称）業務試行事業の結果集計・分析等に 必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与費（当該事業に従事した分に限る。） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費（通信運搬費、雑役務費）
---------------------------	---------	--

（委託費の概算払）

5. 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は、補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真に止むを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

6. この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業に要する経費の配分の変更は、してはならないものとする。

（2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。

（3）事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助金対象事業の遂行及び支出状況について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 補助事業者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

（申請手続）

7. この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成23年5月31日までに大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

8. この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成24年1月31

日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. 大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則1か月以内に交付決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

10. この委託費の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書に係る書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

(委託費の返還)

11. 大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12. 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 23 年度チーム医療実証事業委託費の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙様式 1 - (1)）
- 3 支出予定額内訳書（別紙様式 1 - (2)）
- 4 添付書類
 - (1) 当該年度収支予算書妙本
 - (2) その他参考となる資料

所要額調書

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	対象経費 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (DとEを比較して少ない方の額) (F)	委託費 所要額 (CとFを比較して少ない方の額) (G)
チーム医療実証事業 (取組数：)							
特定看護師(仮称) 業務試行事業							
チーム医療等実証 結果集計・分析事業							
合計							

支出予定額内訳書

(チーム医療実証事業)

(補助事業者名：) (取組数：)

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 算出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

支出予定額内訳書

(特定看護師(仮称)業務試行事業)

(補助事業者名:)

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費(謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 算出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

支出予定額内訳書

(チーム医療等実証結果集計・分析事業)

(補助事業者名：)

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 算出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 23 年度チーム医療実証事業委託費の実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付の決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円
- 2 精算額調書（別紙様式 2 - (1)）
- 3 支出済額内訳書（別紙様式 2 - (2)）
- 4 添付書類
 - (1) 当該年度収支決算書妙本
 - (2) その他参考となる資料

精算額調書

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	対象経費 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (DとEを比較して少ない方の額) (F)	委託費所要額 (CとFを比較して少ない方の額) (G)	交付決定額 (H)	委託費受入 済額 (I)	差引過△不足 額 (I-G) (J)
チーム医療実証 事業 (取組数：)										
特定看護師（仮 称）業務試行事 業										
チーム医療等実 証結果集計・分 析事業										
合 計										

支出済額内訳書

(チーム医療実証事業)

(補助事業者名：) (取組数：)

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 支出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

支出済額内訳書

(特定看護師(仮称)業務試行事業)

(補助事業者名:)

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費(謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 支出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

支出済額内訳書

(チーム医療等実証結果集計・分析事業)

(補助事業者名：)

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
1. 給与費 常勤職員給与費 非常勤職員給与費 法定福利費等 2. 賃 金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅 費 5. 需用費 消耗品費 印刷製本費 会議費 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費 通信運搬費 雑役務費	円	
合 計		

※ 支出内訳欄には、品目、数量、単価等を記載すること。

平成 23 年度補助金等支出明細書

補助事業者名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 2 3 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定
があった平成 2 3 年度チーム医療実証事業委託費について、平成 2 3 年度チ
ーム医療実証事業委託費交付要綱 6 (6) に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7
9 号）第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）